

公立大学法人静岡文化芸術大学教員の任期等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項及び労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第14条第1項の規定に基づき、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）において採用により任用する教員の任期について必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める組織等)

第2条 任期を定めて任用する教員の教育研究組織等は、別表のとおりとする。

(同意)

第3条 任用に際しては、「同意書（様式第1号）」により任用される者の同意を得なければならない。

(育児休業等を取得した場合の特例としての任期)

第4条 理事長は、任期付教員が当該任期中に次の各号に掲げる休業等（以下「育児休業等」という。）を取得した場合において、当該教員が「育児休業等取得に伴う任期の特例適用の申出書（様式第2号）」により申し出たときは、別表の任期の年数にかかわらず、任期満了後に、特例としての任期を付すことができる。

- (1) 出産（公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則第44条第1項第8号の規定に基づく特別休暇をいう。）
- (2) 育児休業（公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則第43及び公立大学法人静岡文化芸術大学職員育児及び介護休業規程第2条の規定に基づく育児休業をいう。）
- (3) 介護休業（公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則第43及び公立大学法人静岡文化芸術大学職員育児及び介護休業規程第6条の規定に基づく介護休業をいう。）

2 特例としての任期は、当該教員が取得する育児休業等の期間を限度とする。

(任期の定めのない教員への転換)

第5条 別表に規定する教育研究組織の任期付教員は、別に定めるところにより、任期の定めのない教員となることができる。

(公表)

第6条 この規程を制定し、又は改廃したときは、速やかに公表し、広く周知を図るものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教員の任期に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年5月8日から施行する。

別表（第2条関係）

教育研究組織	職	任期	再任に関する事項
文化政策学部	准教授及び助教	5年以内	再任は不可。 ただし、業績等の審査により教員の任期等に関する規程5条により任期の定めのない教員となることができる。
デザイン学部	准教授及び助教	5年以内	再任は不可。 ただし、業績等の審査により教員の任期等に関する規程5条により任期の定めのない教員となることができる。

同意書

年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長 様

（氏 名） 印

私は、公立大学法人静岡文化芸術大学教員の任期に関する規程第3条の規定に基づき、下記の任期により任用されることに同意します。

記

年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第 2 号（第 5 条関係）

育児休業等取得に伴う任期の特例適用の申出書

年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長 様

所属
職名
氏名 印

公立大学法人静岡文化芸術大学教員の任期等に関する規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、育児休業等取得に伴う任期の特例適用を申し出ます。

記

1 任期の特例適用を 申し出る理由	理 由 (簡潔に記載)	
	休業の種類	☐ 産前産後休業 ☐ 育児休業 ☐ 介護休業
	休業期間	年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日
2 任期の特例の適用 によって期待できる 成果等(簡潔に記載)		
3 当初の任期	年 月 日～ 年 月 日	
4 申出をする延長期 間又は決定された延 長期間	年 月 日～ 年 月 日	
5 申出をする変更期 間(決定された延長 期間を変更する場合 に記載)	年 月 日～ 年 月 日	
6 雇用に係る経費	☐ 運営費交付金 ☐ 外部資金 ☐ その他	
7 プロジェクト等の 名称	☐ あり () ☐ なし	
8 その他参考事項		

※□には、該当する項目にレを記入する。